

産業構造審議会産業公害部会公害防止体制小委員会
「事業者の産業公害防止体制の整備に関する中間報告」
(昭和46年2月16日)

目次

- 問題の所在と経営理念転換の緊要性
- 産業公害防止体制確立のための方策
- 1 企業内産業公害防止体制の整備
 - (1) 経営における公害防止意識の徹底
 - (2) 工場における公害防止体制の整備
- 2 公害防止のための事業者間協力の推進
 - (1) 地域事業者間協力の推進
 - (2) 業界ぐるみの協力の推進
- 3 国及び地方公共団体による指導体制の整備

問題の所在と経営理念転換の緊要性

- 1 急速な経済の発展と人口の過度の都市集中は、これに対応した適切な公害防止対策等の欠如と相まって、深刻な公害問題を惹起しているが、とりわけ事業活動に伴ういわゆる産業公害がその緊急な解決をせまられている。

経済の発展が未熟で産業活動の規模が小さく、また生産技術の水準が低い時代においては工場、事業場等(以下「工場」という。)から排出されるばい煙、汚水、廃棄物等の排出物は、自然の浄化能力によって、環境汚染を引き起こさなかったか、たとえ引き起してもごく小規模のものに留まり、したがって特殊の局地的現象として見すごされてきた。

ところが、昭和30年代後半から、わが国の産業は急速かつ大規模な発展をとげ、そのために工場からの排出物は巨大な数量に達し、その結果環境汚染は急速に広域化するとともに、複雑化してきた。排出物についての事業者の考え方は変りつつあるとはいえ、現実の処理の面においては従前とあまり大きく変わっていない。このことが法的規制、公共投資、公害に関する科学技術等の立ち遅れと相まって、今日の深刻な産業公害問題を惹起することとなったものである。

- 2 制度的には、近年公害対策基本法をはじめ各種の公害関係法が制定され、

さらに昨年開かれた第64臨時国会において、公害対策基本法をはじめとして14の法律が制定あるいは改正された。しかし、これらの公害関係法が実効性あるものとなるためには、産業公害の発生源である事業者に法の精神を企業経営の血肉とする自覚と心構えが生まれ、さらに事業者による有効適切な公害防止体制が確立されることがまずなによりも必要である。

従来、公害防止に取り組む事業者の姿勢は、法的規制や社会的責任の追求という外部からのインパクトによって強制されてきた面が強いが、これらの外部的なインパクトによって期待される効果には限界がある。産業公害については、事業者がその発生源対策についてもっともよく知りうるという点にかんがみると、事業者は、内部からの自発的な意志によって公害の防止に取り組む積極的な姿勢を確立することが最も肝要である。

- 3 このような観点から、事業者が公害防止の実をあげるためには、その経営理念において、公害防止を企業経営の不可欠の要素と考えるようにならなければならない。また、事業者は科学的合理的な公害防止対策を樹立し得るよう企業の体質を改善し、また公害防止対策を効果的に実施し得るよう企業組織を整備しなければならない。さらに、地域ぐるみ、あるいは業界ぐるみの協力体制をつくることも必要であろう。

このような事業者の公害防止努力に対して、国や地方公共団体がこれを指導育成してゆく必要があることはいうまでもない。

[注] 昭和45年12月現在においては、調査対象となった全国の製造業等15業種2,512工場のうち、公害対策を企画、立案、総轄、管理する部・課、委員会等を設置しているものは、43%にあたる1,089工場にすぎなかった。(その後、1年間にいわゆる公害型業種を中心に公害防止体制の整備は相当進みつつあるものと考えられるが、この点については現在調査中である。)すでに公害管理組織が設置されている企業と工場についても、別に行なった事例調査の結果から推定すると、この組織が有効に働いている場合もあるし、そうでない場合もあって、かならずしも一様でない。おおむね、トップ・マネジメントが公害防止に熱意をもっているか、どうかによって差があらわれているようである。

産業公害防止体制確立のための方策

1 企業内産業公害防止体制の整備

(1) 経営における公害防止意識の徹底

事業者の産業公害防止体制を確立するための基本は、トップ・マネー

メントから各級管理者さらには一般従業員にいたるまで、公害防止の重要性を充分認識することである。

このためには、まず、経営のトップが公害の防止は企業経営の基本的前提であるという経営理念に立脚して一切の産業公害を防止しようとする姿勢を確立しなければならない。

本来、企業活動における公害防止の基本姿勢は経営の各部門の意思決定の総合化の過程を経て結実する性格のものである。従って、企画、技術、生産、資金等本社機能の各部門におけるトップがその総力を結集してこれに当ることが不可欠である。

最近、公害防止に関する本社機能の総合化のための専門的補助機構として公害防止担当取締役や公害担当部課、或いは公害対策委員会等各種のものが置かれるようになってきた。これは、経営全体としての公害防止の総合的意志決定を迅速かつ的確ならしめるとともに企業全体に公害防止の基本姿勢を浸透させるための有効な手段として高く評価されるべきである。従って、今後とも各企業の経営の実情に応じて、更に広くかつ充実したものに誘導すべきものとする。

さらに、公害防止に取り組む企業の姿勢を基本方針などにおいて自主的に明らかにする必要がある。公害防止施設の整備、全社的な公害防止マインドの育成、公害防止技術の開発など公害防止に関する基本的事項についての経営方針が確立されることによって、具体的な公害防止対策に関する企業意志の決定も効果的に行なうことができる。

(2)工場における公害防止体制の整備

事業者の公害防止対策を具体的に実施するのは工場であるので、それぞれの工場ごとに公害防止体制を整備しなければならない。

具体的な公害対策の内容は、企業の規模・業種業態などに応じて異なるので、公害防止体制の整備についてもきめ細かい配慮が必要である。

まず、公害防止対策の実施にあたる組織の整備を図ることである。工場の公害防止全般に関する責任をもち、公害防止対策実施の頂点にたつ統括者を設置するとともに、排出物の処理施設の管理、公害の測定、緊急時、事故時の措置などの具体的公害防止対策の実施を分掌する技術者を配置することが必要である。これらの技術者には、それぞれの業種、業態に応ずる技術的能力および公害規制、測定等の公害問題に関する知識が要求される。

また、事業者は、工場における公害防止対策の確実な履行を担保するためには、業種、業態に応じて、排出物発生施設や処理施設の管理、公害の

測定、緊急時や事故時の措置などについての作業基準、指揮命令系統等を自主的に定める必要がある。

さらに、事業者は、従業員とくに排出物発生施設や処理施設の運営にあたる従業員が公害防止に必要な具体的な対策を確実に遂行できるように教育し、訓練しなければならない。

これらの公害防止体制の整備は、産業公害防止を確実に実行するための前提としてきわめて重要な機能をもっているため、国や地方公共団体の適切な指導が必要であるが、とくに工場における公害防止の統括者の資格や公害防止対策の実施を分掌する技術者の能力が確保されるように、国や地方公共団体が強力な指導監督を行なうことが緊急な課題である。

なお、この場合において、公害防止上の緊急度や事業者のこれに対応する能力等を考慮し、とくに中小企業に対しては、適切な配慮を加える必要がある。

2 公害防止のための事業者間協力の推進

公害防止の実効を期するためには、個々の事業者の公害防止努力と相まって、地域ぐるみあるいは業界ぐるみでの総合的な公害対策の推進も必要である。

(1) 地域事業者間協力の推進

臨海部のコンビナート地域や大都市の過密工業地域などにおいては、事業者が個々に公害防止努力を払っていても複合的な環境汚染が生じる場合が少なくない。

これら地域の環境汚染を改善するために行なわれる国や地方公共団体の総合的施策に対応して事業者側の適切な措置がとられることが必要となろう。例えば、地域ぐるみで公害因子の調査測定を行なうために、共同の調査測定機能を整備することなど必要となる場合が少なくない。また共同公害防止施設の設置等公害防止をより効率的に推進するために地域ぐるみの積極的な協力体制をつくる必要があることでもある。

このような実例として、京浜工業地帯における京浜工業協会、水島のコンビナート地域における水島地区公害防止研究協議会など、すでに調査研究活動を開始しているものも見られるが、これら地域ぐるみの事業者間の総合的協力を推進するために、いかなる事業を共同して行なうことが望ましいか、また、そのためにはいかなる組織が適当であるか、現在のところなお試行錯誤の段階にあり、今後引き続き更に検討を進める必要がある。

(2) 業界ぐるみの協力の推進

公害防止の実をあげるためには各種業界の公害マインドの高揚など、各

産業界ぐるみの協力関係の果たす役割も大きい。

例えば、個々の企業が他にさきがけて公害防止努力を行なうことにより、かえって市場競争力の低下を招くおそれがあることが、その業界における個別企業の公害防止努力を制約する要因となっている面もある。

したがって、公害防止を当該業界の適正競争条件の一つとして組み込み、時代の要請に即した競争原理を育成していく必要がある。このためには、各産業界が公害防止をその産業の社会的責務であるとの自覚を高め、例えば、相互にデータの交換を行ない、あるいはすすんでこれを社会に公表する等、個々の事業者に対する指導を強化する一方、各産業界がそれぞれ公害防止対策を容易に実施し得るよう相互理解と協力を深めていくことが必要である。

また、このような各産業界の公害マインドの高揚を図るための協力体制のほか、公害防止の効率化対策として業界団体等の活用による共同技術開発、技術情報の交換、公害防止に関する申し合せ等業界ぐるみの協力関係を推進すべきであろう。特に業界団体による中小企業、大企業による下請企業に対する教育、指導も重要である。

これら業界ぐるみの協力体制の事例としては、電気事業連合会、及び鉄鋼協会における排煙脱硫の共同研究、中小企業の工場団地組合などがある。

3 国および地方公共団体による指導体制の整備

以上事業者側における公害防止体制の整備に加えて、国や地方公共団体も、その重要性に留意し、指導育成に努める必要がある。

すなわち、第1は、事業者特に中小企業に対する指導体制の充実である。第2は、とくに中小企業の公害防止担当者の養成訓練体制の強化充実である。このため、国や地方公共団体による公害防止に関する研修会の開催、養成機関の設置など中小企業の公害防止担当者の養成に対する指導助成の方策について早急に検討を進める必要がある。

また、さらに、事業者の公害防止体制の整備や地域ぐるみあるいは業界ぐるみの協力関係の推進をより容易にするために、国や地方公共団体による指導および法制の整備、金融、税制上の助成等も必要であろう。

このような国や地方公共団体の適切な措置と相まって、はじめて事業者の公害防止体制が整備され、実効ある公害防止対策が講じられることとなる。